

自動車損害賠償責任保険審議会

会 長 落 合 誠 一 殿

金融庁長官 森 信 親

(公印省略)

自動車損害賠償保障法第33条第1項後段及び第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を平成29年4月1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮すること。
2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

平成29年1月20日

金融庁長官 森 信 親 殿

自動車損害賠償責任保険審議会

会 長 落 合 誠 一

(公印省略)

平成29年1月19日付金監第84号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

1. 平成28年度料率検証の結果、責任保険の収支については、平成25年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を平成29年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

[別 表]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種			1 2 か月 契 約 (円)	2 4 か月 契 約 (円)	3 6 か月 契 約 (円)	4 8 か月 契 約 (円)	6 0 か月 契 約 (円)				
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車		営 業 用	52,350								
		自 家 用	15,370								
営 業 用 乗 用 自 動 車		A	128,840								
		B	102,260								
		C	77,700								
		D	45,480								
自 家 用 乗 用 自 動 車			15,520					25,830	35,950		
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	39,540					73,410			
		最大積載量が2トン以下のもの	27,900					50,370			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,720					51,990			
		最大積載量が2トン以下のもの	23,970	42,580							
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車		営 業 用	24,290	43,220							
		自 家 用	17,350	29,470							
小 型 二 輪 自 動 車			8,290	11,520	14,690						
軽 自 動 車		検 査 対 象 車	15,130	25,070	34,820						
		検 査 対 象 外 車	8,650	12,220	15,720	19,140	22,510				
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			7,870	10,690							
緊 急 自 動 車			6,800	8,570	10,310						
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,330	19,520	26,580	33,490	40,270				
	小 型 二 輪 自 動 車		7,730	10,420	13,050	15,630	18,160				
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,730	10,420	13,050	15,630	18,160				
		検 査 対 象 外 車	7,720	10,380	12,990	15,540	18,050				
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		7,200	9,370							
	教 習 用 自 動 車		7,200	9,370							
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	17,720	30,210							
		小 型 二 輪 自 動 車	10,140	15,190	20,140						
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	10,140	15,190							
		検 査 対 象 外 車	10,140	15,170	20,100	24,940	29,680				
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)			5,000	5,010							
被 け ん 引 軽 自 動 車		検 査 対 象 車	5,000	5,010							
		検 査 対 象 外 車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130				
原 動 機 付 自 転 車			7,500	9,950	12,340	14,690	16,990				

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種			1 2 か月 契 約 (円)	2 4 か月 契 約 (円)	3 6 か月 契 約 (円)	4 8 か月 契 約 (円)	6 0 か月 契 約 (円)			
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車		営 業 用	17,380							
		自 家 用	15,370							
営 業 用 乗 用 自 動 車		個 人 を 除 く	22,790							
		個 人	22,790							
自 家 用 乗 用 自 動 車			6,890					8,750	10,580	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870					28,510		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410					21,670		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870					28,510		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410					21,670		
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車		営 業 用	8,370					11,680		
		自 家 用	8,370	11,680						
小 型 二 輪 自 動 車			6,010	7,000	7,980					
軽 自 動 車		検 査 対 象 車	6,480	7,940	9,370					
		検 査 対 象 外 車	5,520	6,020	6,510	6,990	7,460			
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,120	5,250						
緊 急 自 動 車			5,160	5,320	5,480					
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,430	5,640	5,850	6,050			
	小 型 二 輪 自 動 車		5,210	5,430	5,640	5,850	6,050			
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,210	5,430	5,640	5,850	6,050			
		検 査 対 象 外 車	5,220	5,430	5,630	5,830	6,030			
特 種 用 途 自 動 車	壺 き ゆ う 自 動 車		5,020	5,050						
	教 習 用 自 動 車		5,020	5,050						
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,050	7,090						
		小 型 二 輪 自 動 車	5,080	5,160	5,240					
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,080	5,160						
		検 査 対 象 外 車	5,050	5,090	5,120	5,160	5,190			
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)			5,000	5,010						
被 け ん 引 軽 自 動 車		検 査 対 象 車	5,000	5,010						
		検 査 対 象 外 車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130			
原 動 機 付 自 転 車			5,150	5,280	5,410	5,540	5,660			

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率

車 種			1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車		営 業 用	37,270				
		自 家 用	15,370				
営 業 用 乗 用 自 動 車		個 人 を 除 く	72,130				
		個 人	45,480				
自 家 用 乗 用 自 動 車			8,810	12,540	16,210		
普通貨物自動車 及 び けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	21,740			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	21,740			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	21,740			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	21,740			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車		営 業 用	9,690	14,290			
		自 家 用	9,690	14,290			
小 型 二 輪 自 動 車			5,150	5,310	5,460		
軽 自 動 車		検 査 対 象 車	8,810	12,540	16,210		
		検 査 対 象 外 車	5,190	5,360	5,520	5,680	5,840
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,810	6,620			
緊 急 自 動 車			6,710	8,390	10,040		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,750	8,460	10,150	11,800	13,420
	小 型 二 輪 自 動 車		5,150	5,310	5,460	5,610	5,760
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,200	5,410	5,610	5,810	6,010
		検 査 対 象 外 車	5,190	5,360	5,520	5,680	5,840
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,330	7,630			
	教 習 用 自 動 車		6,330	7,630			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	8,630	12,190			
		小 型 二 輪 自 動 車	8,140	11,230	14,260		
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,140	11,230			
		検 査 対 象 外 車	8,160	11,250	14,280	17,250	20,150
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)			5,000	5,010			
被 けん 引 軽 自 動 車		検 査 対 象 車	5,000	5,010			
		検 査 対 象 外 車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130
原 動 機 付 自 転 車			5,150	5,280	5,410	5,540	5,660

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種			1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車		営 業 用	17,380				
		自 家 用	15,370				
営 業 用 乗 用 自 動 車		個 人 を 除 く	22,650				
		個 人	22,650				
自 家 用 乗 用 自 動 車			6,890				
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	20,920			
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	19,700			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	20,920			
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	19,700			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車		営 業 用	8,350	11,650			
		自 家 用	8,350	11,650			
小 型 二 輪 自 動 車			5,150	5,310	5,460		
軽 自 動 車		検 査 対 象 車	5,530	6,060	6,570		
		検 査 対 象 外 車	5,190	5,360	5,520	5,680	5,840
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,120	5,250			
緊 急 自 動 車			5,160	5,320	5,480		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,430	5,640	5,850	6,050
	小 型 二 輪 自 動 車		5,150	5,310	5,460	5,610	5,760
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,360	5,530	5,710	5,880
		検 査 対 象 外 車	5,170	5,320	5,470	5,620	5,760
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,020	5,050			
	教 習 用 自 動 車		5,020	5,050			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,370	5,730			
		小 型 二 輪 自 動 車	5,080	5,160	5,240		
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,080	5,160			
		検 査 対 象 外 車	5,050	5,090	5,120	5,160	5,190
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)			5,000	5,010			
被 け ん 引 軽 自 動 車		検 査 対 象 車	5,000	5,010			
		検 査 対 象 外 車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130
原 動 機 付 自 転 車			5,150	5,280	5,410	5,540	5,660